

# 兵庫県公報

平成21年9月18日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

監査委員公告	ページ
○ 住民監査請求に係る監査の結果 .....	1

## 監査委員公告

### 住民監査請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を平成21年9月18日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

平成21年9月18日

兵庫県監査委員

北 林 泰  
小 林 喜 文  
松 本 義 宏  
天 宅 陸 行

### 第1 監査の請求

#### 1 請求の受理

平成21年8月11日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書が、宝塚市安倉西2丁目2番14号 細田和男外1人から提出され、本件措置請求について、同日付けで受理した。

#### 2 請求の概要

##### (1) 請求の要旨

当時の尼崎市立大成中学校の校長（以下「校長」という。）は、平成17年10月に、通勤方法を自動車の使用から電車・バスの利用に変更したとの通勤届を提出していたにもかかわらず、その2、3か月後から自家用自動車を使用して通勤するようになり、平成20年度末まで継続していた。

この間、校長は、電車・バス利用による通勤手当（月当たり約1万6,000円）を受給しており、実際の通勤方法である自動車使用による通勤手当（月額約7,000円）との差額（合計約30万円）を不正に受給していたこととなる。これは、県に不当な公金の支出をさせたことになるから、校長に対し、不正に受給した通勤手当の差額相当額の返還を請求することを求める。

##### (2) 事実を証する書面

本件措置請求の要旨に係る事実を証する書面として、校長が平成17年4月5日及び10月3日に提出した通勤届の写しが提出された。

### 第2 監査の結果

#### 1 認定した事実

##### (1) 校長の通勤届及び支給されていた通勤手当の額について

ア 校長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員であり、県費負担教職員に係る通勤手当については、公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年条例第45号。以下「給与条例」という。）により県が支給することとされている。その手続は、当該教職員がその通勤の実情を学校長を通じて県教育事務所に届け出ることによって、当該届出内容をもとに、県教育事務所長が支給すべき手当の額を決定等することとなっている（公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年人事委員会規則第13号。以下「給与規則」とい

う。)第23条及び第24条等)。

イ 本件では、校長は、給与規則等に基づき、平成17年10月3日付けで、同月1日から通勤方法を公共交通機関(山本駅から塚口駅まで阪急電鉄、阪急塚口バス停から久々知バス停まで阪急バス)を利用する旨の通勤届(以下「本件通勤届」という。)を県教育委員会阪神南教育事務所長(以下「所長」という。)に提出している。

ウ また、本件通勤届を受けた所長は、給与条例、給与規則等の規定に基づき、平成17年10月1日からの校長の通勤手当の支給の単位期間を6箇月、その期間の支給額を阪急電鉄及び阪急バスの定期乗車券の額に相当する97,910円と決定し、平成17年10月以降平成21年3月末の退職時まで、4月及び10月の給料の支給日に、校長は、県からそれぞれ同額を支給され、平成20年10月までに支給された額は合計685,370円(以下「本件支給額」という。)であった。

エ なお、平成21年3月末まで、本件通勤届以外に、校長から新たな通勤届は提出された事実はなかった。

(2) 校長の実際の通勤方法及び通勤手当の返納について

ア 平成17年10月1日から平成21年3月31日までの間の校長の通勤の実態に関しては、平成21年8月5日、校長から県教育委員会あてに申立書が提出されている。これによれば、同期間は公共交通機関を利用して通勤するとの届出をしていたが、公務により頻繁に他の機関を訪問する必要等の事由により、公共交通機関の定期乗車券を購入せず、大部分の日を自家用自動車により通勤していたとのことであり、校長の通勤方法の実態は、本件通勤届の内容と異なることを申告している。

イ また、校長は、同申立書により、通勤手当を返納したい旨を申し立てたことから、県教育長は、上記アの事実を認め、平成17年10月から平成21年3月までの本件支給額(合計685,370円)と同期間に自家用自動車を使用して通勤したとして算定した額(月額6,700円、合計281,400円)との差額403,970円の納入通知書(平成21年8月11日付け)を校長に交付し、同月14日に同額が納入されている。併せて、通勤手当のそれぞれの支給日から上記差額の納入日までの利息分についても、県教育長は、74,343円の納入通知書(平成21年8月18日付け)を校長に交付し、同月20日に同額が納入されている。

2 判断

上記事実認定のとおり、本件支給額については、実際の通勤方法による手当の額を除いて、既に利息を含めて県に返還等されており、その返還等に係る額も相当であると認められることから、県が被ったと請求人が主張する損害については、既に補てんされていると認められる。

したがって、校長に対し、不正に受給した通勤手当の差額相当額の返還を請求することを求める、とする本件措置請求は、監査を実施する理由がなくなっているものと判断する。